

福岡県医発第1350号（総）

平成18年10月13日



各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武



生体臓器移植における臓器の売買等について

標記の件につきまして、別添写しのとおり、福岡県保健福祉部より通知がありました。

臓器移植法第11条では、移植術に使用されるための臓器の提供やあっせんのため対価として財産上の利益の供与を行うこと等を禁止しており、また、何人も、そのような行為に係るものであることを知って、臓器を摘出し、又は移植術に使用してはならないこととされています。

臓器を経済取引の対象とすることは、移植機会の公平性や人道的精神に基づく任意の臓器提供という臓器移植法の基本的な理念を損なうものであり、あってはならないことです。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただきますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 福富稔明



18 健第 2751 号
平成 18 年 10 月 11 日

(社) 福岡県医師会長 殿

福岡県保健福祉部健康対策課長



生体臓器移植における臓器の売買等について

このことについて、別紙のとおり厚生労働省から周知の依頼がありましたので、貴会におかれましては、会員に対し、生体臓器移植における臓器提供等について、財産上の利益の供与が行われてはならないことに留意し、必要に応じ日本移植学会倫理指針を参考として必要な説明、提供意思の確認等に慎重に取り組まれるよう周知を図られますことをお願いします。



健臓発第 1003001 号

平成 18 年 10 月 3 日

各 { 都道府県
指定都市
中核市 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局疾病対策課

臓器移植対策室長



生体臓器移植における臓器の売買等について

今般、臓器の移植に関する法律（平成 9 年法律第 104 号）（以下「臓器移植法」という。）第 11 条違反により被疑者が逮捕されるという事件が発生しました。

臓器を経済取引の対象とすることは、移植機会の公平や人道的精神に基づく任意の臓器提供という臓器移植法の基本的な理念を損なうものであり、あってはならないことです。

貴職におかれては、万一、臓器売買が疑われる情報があれば、関係行政機関、団体等と密接な連携をとりつつ、速やかに調査の上、適切な指導を行うようお願いいたします。

また、各医療関係団体に対しても、別添の文書を送付しておりますので、貴管内医療機関に周知されるとともに、必要に応じ適切な指導等を行うよう併せてお願いいたします。



健臓発第 1003001 号

平成 18 年 10 月 3 日

社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省健康局疾病対策課

臓器移植対策室長



生体臓器移植における臓器の売買等について

今般、臓器の移植に関する法律（平成 9 年法律第 104 号）（以下「臓器移植法」という。）第 11 条違反により被疑者が逮捕されるという事件が発生しました。

臓器移植法第 11 条では、移植術に使用されるための臓器の提供やあつせんの対価として財産上の利益の供与を行うこと等を禁止しており、また、何人も、そのような行為に係るものであることを知って、臓器を摘出し、又は移植術に使用してはならないこととされています。

臓器を経済取引の対象とすることは、移植機会の公平性や人道的精神に基づく任意の臓器提供という臓器移植法の基本的な理念を損なうものであり、あってはならないことです。

貴会におかれましては、会員に対し、生体臓器移植における臓器提供等について、財産上の利益の供与が行われてはならないことに留意し、必要に応じ日本移植学会倫理指針を参考として必要な説明、提供意思の確認等に慎重に取り組まれるよう周知を図られますことをお願いいたします。



健臓発第 1003001 号
平成 18 年 10 月 3 日

社団法人全日本病院協会会長 殿

厚生労働省健康局疾病対策課

臓器移植対策室長



生体臓器移植における臓器の売買等について

今般、臓器の移植に関する法律（平成 9 年法律第 104 号）（以下「臓器移植法」という。）第 11 条違反により被疑者が逮捕されるという事件が発生しました。

臓器移植法第 11 条では、移植術に使用されるための臓器の提供やあつせんの対価として財産上の利益の供与を行うこと等を禁止しており、また、何人も、そのような行為に係るものであることを知って、臓器を摘出し、又は移植術に使用してはならないこととされています。

臓器を経済取引の対象とすることは、移植機会の公平性や人道的精神に基づく任意の臓器提供という臓器移植法の基本的な理念を損なうものであり、あってはならないことです。

貴会におかれましては、会員に対し、生体臓器移植における臓器提供等について、財産上の利益の供与が行われてはならないことに留意し、必要に応じ日本移植学会倫理指針を参考として必要な説明、提供意思の確認等に慎重に取り組まれるよう周知を図られますことをお願いいたします。



健臓発第 1003001 号

平成 18 年 10 月 3 日

社団法人日本病院会会長 殿

厚生労働省健康局疾病対策課

臓器移植対策室



生体臓器移植における臓器の売買等について

今般、臓器の移植に関する法律（平成 9 年法律第 104 号）（以下「臓器移植法」という。）第 11 条違反により被疑者が逮捕されるという事件が発生しました。

臓器移植法第 11 条では、移植術に使用されるための臓器の提供やあっせんの対価として財産上の利益の供与を行うこと等を禁止しており、また、何人も、そのような行為に係るものであることを知って、臓器を摘出し、又は移植術に使用してはならないこととされています。

臓器を経済取引の対象とすることは、移植機会の公平性や人道的精神に基づく任意の臓器提供という臓器移植法の基本的な理念を損なうものであり、あってはならないことです。

貴会におかれましては、会員に対し、生体臓器移植における臓器提供等について、財産上の利益の供与が行われてはならないことに留意し、必要に応じ日本移植学会倫理指針を参考として必要な説明、提供意思の確認等に慎重に取り組まれるよう周知を図られますことをお願いいたします。



別 添

健臓発第 1003001 号
平成 18 年 10 月 3 日

社団法人全国自治体病院協議会会長 殿

厚生労働省健康局疾病対策課

臓器移植対策室長



生体臓器移植における臓器の売買等について

今般、臓器の移植に関する法律（平成 9 年法律第 104 号）（以下「臓器移植法」という。）第 11 条違反により被疑者が逮捕されるという事件が発生しました。

臓器移植法第 11 条では、移植術に使用されるための臓器の提供やあっせんの対価として財産上の利益の供与を行うこと等を禁止しており、また、何人も、そのような行為に係るものであることを知って、臓器を摘出し、又は移植術に使用してはならないこととされています。

臓器を経済取引の対象とすることは、移植機会の公平性や人道的精神に基づく任意の臓器提供という臓器移植法の基本的な理念を損なうものであり、あってはならないことです。

貴会におかれましては、会員に対し、生体臓器移植における臓器提供等について、財産上の利益の供与が行われてはならないことに留意し、必要に応じ日本移植学会倫理指針を参考として必要な説明、提供意思の確認等に慎重に取り組まれるよう周知を図られますことをお願いいたします。



健臓発第 1003001 号
平成 18 年 10 月 3 日

社団法人日本医療法人協会会長 殿

厚生労働省健康局疾病対策課

臓器移植対策室長



生体臓器移植における臓器の売買等について

今般、臓器の移植に関する法律（平成 9 年法律第 104 号）（以下「臓器移植法」という。）第 11 条違反により被疑者が逮捕されるという事件が発生しました。

臓器移植法第 11 条では、移植術に使用されるための臓器の提供やあっせんの対価として財産上の利益の供与を行うこと等を禁止しており、また、何人も、そのような行為に係るものであることを知って、臓器を摘出し、又は移植術に使用してはならないこととされています。

臓器を経済取引の対象とすることは、移植機会の公平性や人道的精神に基づく任意の臓器提供という臓器移植法の基本的な理念を損なうものであり、あってはならないことです。

貴会におかれましては、会員に対し、生体臓器移植における臓器提供等について、財産上の利益の供与が行われてはならないことに留意し、必要に応じ日本移植学会倫理指針を参考として必要な説明、提供意思の確認等に慎重に取り組まれるよう周知を図られますことをお願いいたします。

臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）（抄）

（臓器売買等の禁止）

- 第11条 何人も、移植術に使用されるための臓器を提供すること若しくは提供したことの対価として財産上の利益の供与を受け、又はその要求若しくは約束をしてはならない。
- 2 何人も、移植術に使用されるための臓器の提供を受けること若しくは受けたことの対価として財産上の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をしてはならない。
- 3 何人も、移植術に使用されるための臓器を提供すること若しくはその提供を受けることのあつせんをすること若しくはあつせんをしたことの対価として財産上の利益の供与を受け、又はその要求若しくは約束をしてはならない。
- 4 何人も、移植術に使用されるための臓器を提供すること若しくはその提供を受けることのあつせんを受けること若しくはあつせんを受けたことの対価として財産上の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をしてはならない。
- 5 何人も、臓器が前各項の規定のいずれかに違反する行為に係るものであることを知って、当該臓器を摘出し、又は移植術に使用してはならない。
- 6 第一項から第四項までの対価には、交通、通信、移植術に使用されるための臓器の摘出、保存若しくは移送又は移植術等に要する費用であつて、移植術に使用されるための臓器を提供すること若しくはその提供を受けること又はそれらのあつせんをすることに関して通常必要であると認められるものは、含まれない。

（罰則）

- 第二十条 第十一条第一項から第五項までの規定に違反した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 2 前項の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三条の例に従う。

日本移植学会倫理指針（抄）

（二）生体臓器移植

（１） 健常であるドナーに侵襲を及ぼすような医療行為は本来望ましくないと考える。とくに、臓器の摘出によって、生体の機能に著しい影響を与える危険性が高い場合には、これを避けるべきである。

１． 例外としてやむを得ず行う場合には、国際社会の通念となっている WHO 勧告（１９９１年）、国際移植学会倫理指針。（１９９４年）、厚生省公衆衛生審議会による「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）（１９９７年）などを参考にして、ドナーに関しては以下のことを遵守する。

（１） 親族に限定する。親族とは６親等以内の血族と３親等以内の姻族を指すものとする。

（２） 親族に該当しない場合においては、当該医療機関の倫理委員会において、症例毎に個別に承認を受けるものとする。その際に留意すべき点としては、有償提供の回避策、任意性の担保などがあげられる。また、実施を計画する場合には日本移植学会に意見を求めるものとする。日本移植学会は倫理委員会において当該の親族以外のドナーからの移植の妥当性について審議して、その是非についての見解を当該施設に伝えるものとするが、最終的な実施の決定と責任は当該施設にあるものとする。

（３） 提供は本人の自発的な意思によって行われるべきものであり、報酬を目的とするものであってはならない。

（４） 提供意思が他からの強制ではないことを家族以外の第三者が確認をする。「第三者」とは移植医療に関与していない者で、提供者本人の権利保護の立場にある者を指す。

（略）